

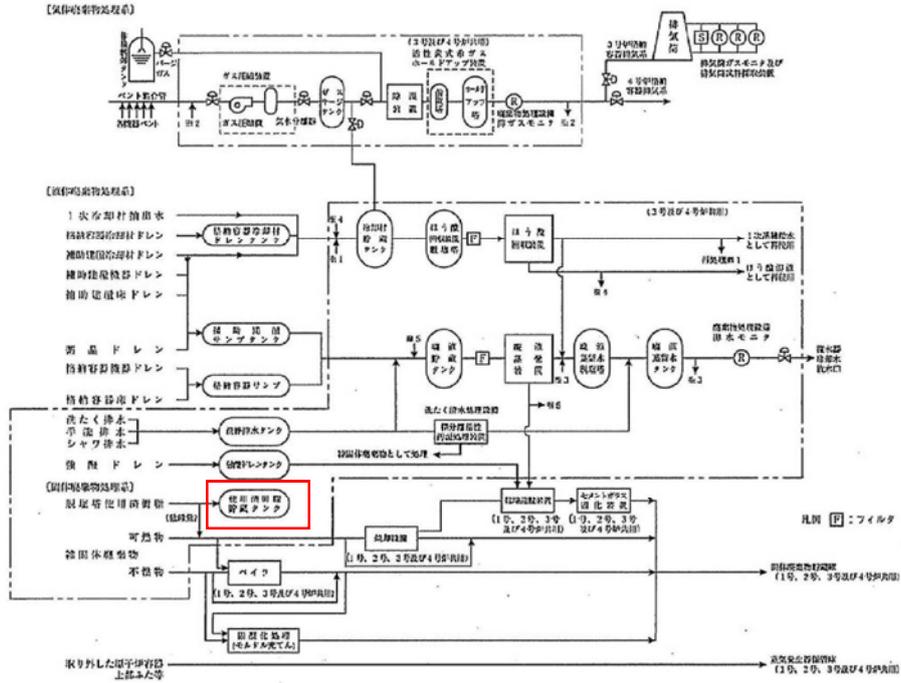
【PWR プラント】設置許可申請書添付八において固体廃棄物を貯蔵するタンク以降の処理設備がない例

設置許可申請書において、固体廃棄物を貯蔵するタンク以降の処理設備がないことが明確なプラントとその記載箇所抜粋を表に示す。

表 固体廃棄物を貯蔵するタンク以降の処理設備がないことが明確なプラントとその記載箇所抜粋

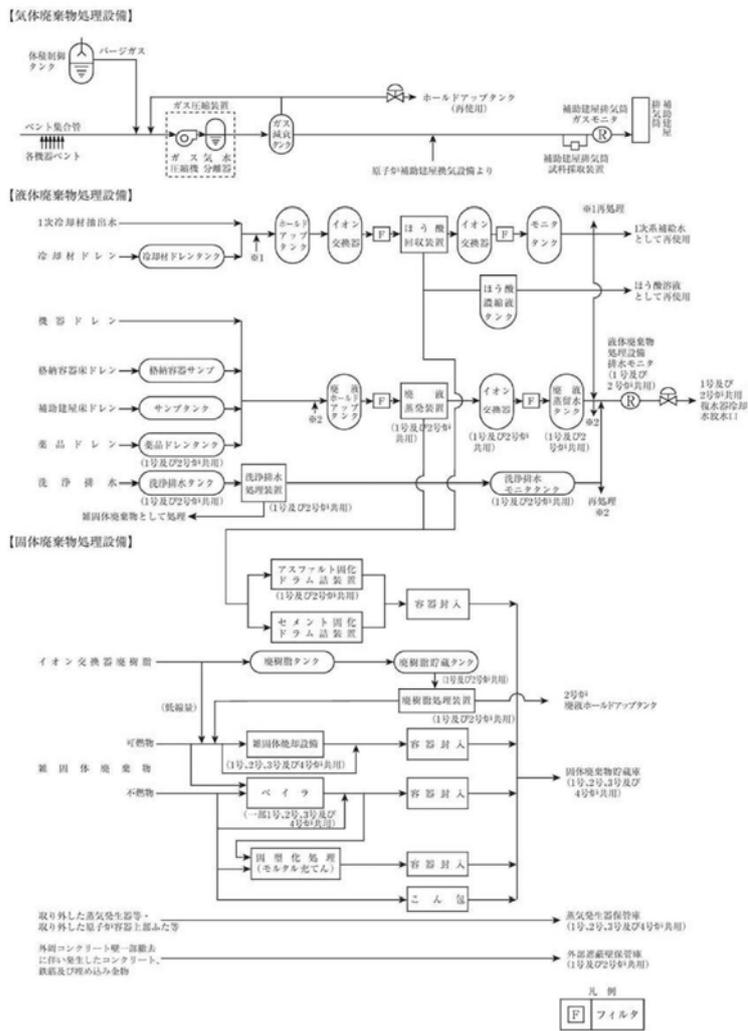
プラント名	記載箇所
大飯 (3, 4号)	10.3.2 設計方針 <u>脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵保管するとともに、また、一部は雑固体廃棄物として取り扱い焼却できる設計とする。</u>
高浜 (1, 2号)	7.3.3 主要設備 (3)廃樹脂処理装置 (1号及び2号炉共用) 廃樹脂処理装置は、1号及び2号炉共用の廃樹脂貯蔵タンクから移送したイオン交換器廃樹脂を処理する。処理後の樹脂は雑固体廃棄物として取扱い雑固体焼却設備で焼却処理する。 <u>処理後の濃縮廃液は廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに貯蔵する。</u>
美浜 (1, 2, 3号)	10.3.3 主要設備 (3)廃樹脂処理装置 (1号, 2号及び3号炉共用) 廃樹脂処理装置は、1号及び2号炉共用並びに3号炉の廃樹脂貯蔵タンクから移送したイオン交換器廃樹脂を処理する。処理後の樹脂は雑固体廃棄物として取扱い雑固体焼却設備で焼却処理する。 <u>処理後の濃縮廃液は廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに貯蔵する。</u>

上記プラントの系統概要図

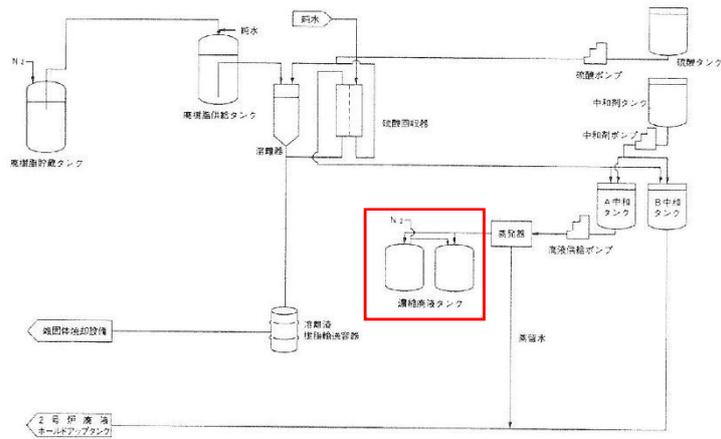


第 10.8.1 図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図

大飯



第7.1図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図



第7.3.4図 廃樹脂処理装置の流路線図

高浜

